

[優秀賞]

# 親子関係の修復を目指して

高橋和央 札幌弁護士会・59期

## 事件の概要

少年は、深夜、コンビニで、店員に対して自宅から持参した包丁を示して金を要求し、その際、店員に対して約2週間の治療を要する傷害を負わせ、コンビニ店内で現行犯逮捕された。少年は、当時19歳で、前科前歴はなかった。

私は、半年程前にも別の少年の強盗致傷事件を担当したことがあり、少年事件にどれだけの時間、労力が必要かは、一応体験済みであった。そのときの事件は、警察でひと通りの取調べが終わった段階での受任であったが、今回は、被疑者国選事件として、早い段階(勾留決定の当日)から弁護人として選任された。

## 初回接見

弁護人に選任された日の夕方、私は、初回接見に行った。接見室のドアを開けると、そこには、両足を広げて、腕組みをしながら、首を傾けつつ斜め下方向を睨みつけて椅子に座っている少年がいた。私には、彼が精一杯重罪人を振る舞おうとしているかのように見えた。

本来、少年事件のマニュアル的にいえば、逮捕されて混乱している少年に対して弁護人がどのような立場でどのような役割の人なのかをわかりやすく説明することから始めるべきなのかもしれないが、とっさに私の口から出たのは、「お前、なんでこんなことになっちゃったんだ?」という一言だった。私の問いに対して、彼は、私の目を見ることもなく「人生に疲れてたんつすよ……」と答えた。これは、私にとっては、予想外の答えであった。私は、「おまえ、まだ19歳なのに疲れてるんじゃないよ。俺なんか……」と、しばらく身の上話を始めた。

彼は、「人の生き方」に関わる話題に興味を示した。

私の過去の生き方について、私の目を見て真剣に身を乗り出して聞いていた。そして、彼は、私の生き方を肯定した。

彼と話してわかったことは、彼は、家族をとっても大切にしているが、自分の将来や生き方について、母親から頭ごなしに否定されたことにショックを受けているようであった。彼が「人生に疲れた」のは、最愛の家族から自分の生き方を否定されたことにあるのかもしれない。約1時間の接見の中で、彼といろいろなことを話した。彼は、事件のことを話そうとすると、態度を硬化させた。やったことは間違いないと言う。しかし、そこから一步進んで動機の部分に入ろうとすると、態度が豹変し、壁を作ってしまう。気になることはいくつかあったが、まずは初日ということで、深入りせずに接見を終わらせた。

## 母親からの聴取

少年の両親は、札幌から200km以上離れた町に住んでいたが、私が電話すると、少年の母はすぐに仕事を休んで札幌の事務所まで来た。母は、悪いのは子どもではなく自分だと言い、なんとかあの子を助けてほしいと力説した。母親は、必死になって息子を守ろうとしていた。私は、実際に少年がやった犯罪の重さについて母に説明した。逆送もありうる事件であること、強盗致傷の法定刑の重さとその理由について話をした。母からは、彼が札幌で一人暮らしを始めることになった経緯を聞き、事件直前まで両親が少年とやりとりしていたメールを見せてもらった。

少年は、犯行当時、お金に困ってはいなかった。仕事はしていなかったが、両親が生活費を与えており、お金が必要な状態にはなかった。それにもかかわらず少年が犯行に及んだのは、事件を起こせば母親が振り向いてくれると思ったからのようであった。母が持参したメールの中には、その言葉を裏づける

ように、少年から母への助けを求める叫びのようなメッセージがいくつもあった。

## 動機——お金が欲しかったのではない

接見の回数を重ねるうちに、少年は、次第に心を開くようになっていた。私は、本件犯行の動機についても話題を切り出してみた。彼は、本当は警察に捕まらなかっただけで、お金が欲しかったのではないことを認めた。コンビニで店員に「お金を出せ」と言ったのは、テレビで見たコンビニ強盗がそういっていたから真似したのだという。警察の取調べでもきちんとそのことを話しているかと確認したところ、取調べではスピーカーを買うお金が欲しかったことになっているとのことであった。

なんでそのような話になってしまったのか。少年は、本件犯行の際、コンビニ店内で、駆けつけた警察官に逮捕されている。彼は警官が到着するまで逃げようとせず、店内で店員の指示に従い静止していた。臨場した警官から「お前、捕まりたくてやったんだろう」と言われ、少年は自分の動機が見抜かれてしまったら母に迷惑がかかると思い、とっさにお金が欲しかったんだと言ったのだという。

少年は、犯行当時、それなりの所持金を持っていた。「お金が欲しかった」と言ったものの、その後の取調べで、なんでお金が欲しかったのかという問いには答えられなかった。そのうち、警察は、少年の携帯メールの内容を調べ、その中にスピーカーの話題がでていたことから、スピーカーが欲しくてやったのではないかと少年を問い詰めた。問い詰められているうちに、少年も、そういうことにおけばいいやと思っただけなのだという。

私は、お母さんも、お金が欲しくて強盗したのではないはずだと私に話していたことを少年に伝えた。そして、本当のことを話さなければならないと、少年を説得した。少年は、取調べの途中で、何度も本当のこと、つまり、お金が欲しかったのではないことを話したが、聞いてもらえず、とにかくスピーカーが欲しかったのだと言われ続け、途中からもうどうでもよいという気持ちになってしまったのだという。私は、嘘をつくということは、君のことを信じている両親を裏切ることになる、だからきちんと正直に話すようにと説

得した。明日は検事調べが予定されているということだった。検事の前ではきちんと本当のことを話すように約束して、その日の接見を終えた。

翌朝、私は検事宛てに上申書を書き、少年の取調べ前に目を通してもらうようお願いした。検事調べ後に少年と接見すると、少年は、きちんと本当のことを話したら検事さんは話を聞いてくれましたと目を輝かせていた。翌日、勾留延長が決定された。

## 弁護人から付添人へ

両親は、少年との面会を通じて、少年が私に心を開いていることを知り、家裁送致後も私に付添人として活動してほしいとの意向であった。家裁送致予定日の前夜、私は、家裁送致後のこの事件の展開について考えていた。少年は、札幌で一人暮らしをしていたが、実家は札幌から200km以上離れた市にあり、同市は札幌家裁の管轄ではない。家裁送致後は、両親の調査が必要となるであろう。そうすると、同市を管轄する裁判所に移送される可能性があるのではないか。同市には少年鑑別所がなく、もし、事件が移送されると、少年は、札幌から300km以上離れた市にある鑑別所に入所することになってしまう。そうすると、十分な面会時間を確保することは不可能であり、私が付添人に就くことは困難ということになる。少年事件の場合は、被疑者弁護の段階で家裁送致時点での移送の可能性も検討しておくことが必要であることを痛感した。

翌朝、私は、少年の両親に電話し、家裁の管轄の話をした。両親は、鑑別所に面会に行くことを考えると移送してもらったほうが都合がよいが、せつかく少年が心を開きかけているときに付添人が別の弁護士になるのは困るので、なんとか私に付添人を続けてほしいとのことであった。私は、すぐに少年と接見し、少年の意思を確認した。少年の意向も、両親と同様、この先も私に付添人をやってほしいとのことであった。私は、付添人選任届に署名をもらおうと、直ちに事務所に戻り、大急ぎで家庭裁判所宛てに意見書を作成し、観護措置決定を出す場合でも移送はしないよう求めた。

同日の夕方、家裁より観護措置決定が出て、とりあえず札幌の少年鑑別所に入所することになったと

の連絡があった。私としては、この「とりあえず」という一言が気になったが、家裁のほうでは、移送のことよりも、観護措置決定に先立ち行われた犯罪事実に対する少年の認否のほうを問題としているようだった。少年は、私との約束どおり、家裁でも動機について正直に話をした。その結果、少年はお金欲しくてやったのではない、すなわち、犯罪事実のうち、「金員を強取しようと企て」という部分についての一部否認事件という扱いになっていた。家裁では、最終的な処分を決める前に、事実認定を行うための審判期日を入れるとのことであつた。

### 防犯ビデオの取調べ請求

第1回目の審判期日は、観護措置決定の約1週間後に指定された。事件記録の謄写ができてきたのは、期日の2日前であつた。記録を読み、今まで断片的にしか見えていなかった事件の全貌が見えてきた。記録の中に綴られている防犯ビデオの映像をプリントアウトした写真を見ると、少年は、ものすごく険しい表情をしていた。その表情は、一番最初に接見室で会ったときの、あの精一杯ふてくされた態度をとっていたときの少年の表情であつた。鑑別所で審判の打合せのために面会したとき、それらの写真を見せると、少年自身も自分の当時の顔を見て驚いていたようだった。

私は、少年との打合せを終えて、審判の場で防犯ビデオの取調べをするべきだと考えた。捜査報告書には表現されていない少年の言動を防犯ビデオで確認する必要があることと、もうひとつは、審判期日に同席する少年の両親にも、少年の犯行の状況を見ておいてもらうことが有益だと考えたからである。私は、家裁に対し、審判当日、防犯ビデオの映像を取り調べるべきである旨の上申書を提出した。

家裁の反応は早かつた。すぐに電話があり、ビデオの取調べはしないとのことであつた。こちらがどんなに必要性を述べても、裁判所はただ「審判の場ではそういうことはしませんので」の一言を繰り返すだけであつた。

結局、付添人がビデオ映像を見ることは許可することなので、私一人で裁判所まで見に行った。捜査報告書には、防犯ビデオの映像の写真と、録音

された会話内容を文章にしたものが記録されていたが、実際にビデオを確認すると、捜査報告書に記載された会話内容以外にも少年と被害者店員との間で会話が交わされていることが確認できた。何を言っているのか聞き取れない部分もあつたが、店員の受け答えから少年の発言の内容もある程度予想できることが少なくなかつた。また、会話の「間」「テンポ」「声の強さ」というのは報告書ではまったく伝わらないことであるが、ビデオの映像を見ることによって、これが手に取るようにわかつた。少年は、店員のある一言に対して、強く反応していた。その一言の約10秒後には、少年は包丁を店員に手渡していた。私は、事務所に戻り、翌日の審判に向けて、意見書を作成した。

### 審判期日(第1回～第2回)

少年は、第1回審判期日において、観護措置決定の日と同様、犯罪事実のうち「金員を強取しようと企て」という部分を否認した。付添人の意見として、本件はお金をとることが目的の事件ではないことを述べた。

少年は、裁判官の質問に必死に答えようと努力していたが、質問の意味がよく理解できないのか、ギクシャクしたやりとりがしばらく続いた。裁判官が質問して少年が答え始めているのに、その答えが裁判官の期待していた答えと異なると、少年が話している途中で少年の発言を制止して質問を変えろというような場面も何度か見受けられた。私は、裁判官に対して、「もっと少年の話を聞いてください」とお願いした。

このときの審判は、まず、先に結論が決まってい、裁判官は少年が否認している金員強取目的を認定するために必要な答えを少年から引き出そうとしているかのように見えた。そうではなく、私は、この場で少年の話を聞いて、そのうえで裁判官に判断してほしいと思った。「もっと少年の話に耳を傾けてほしい」という私の要望に対し、裁判官は、「では、付添人が質問してください。私はここで聞かせてもらいます」と言うので、急遽、私から質問することとなった。とくに質問事項を用意していたわけではなかつたが、これまでの少年とのやりとりの中で、ぜひとも裁判官に聞いてほしいと思うことを質問した。少年も一生懸命答えた。裁判官は、私と少年のやりとりを黙って聞いて

いた。気がつけば審判の予定時間が過ぎようとしていた。裁判官は、予定時間が来たことを理由に審判の打ち切りを宣言して席を立った。今後の進行予定について問うと、追って連絡するとのことであった。

次回期日は、約1週間後に指定された。今回は、裁判官が前回よりも少年の話に耳を傾けていたように感じた。結局、裁判官は、お金が目的ではなかったことはわかったとしつつ、少年が「金出せ」と何度も大声で叫んでいる点を重視して、強盗致傷という認定をした。私は、罪名がどうなるかよりも、この事件が金目当ての事件ではないことをはっきりさせることが一番大切であると考えていたので、お金が目的でないというところを裁判官に理解してもらえた点はひとつの収穫であった。

## 処分の決定に向けて残された問題

少年の処分を決定する審判は、それから約10日後に指定された。私は、まず、示談交渉を進めた。少年の父とともに、被害店舗にお詫びに行った。店長と被害にあった店員さんにお会いしたが、驚いたことに、強盗致傷の被害に遭っているにもかかわらず、店員さんも店長も少年の将来を心配してくださっていた。お店も店員さんも快く示談に応じてくださった。

そして、もうひとつ、この事件で一番の難問が残っていた。それは、今回の事件の本当の原因の解明であった。金目当ての事件であればそれほど珍しいことではないが、本件は金目当ての事件ではない。お金が欲しいわけでもないのに、なぜ、少年は自宅から包丁を持ち出し強盗をしたのか。私は、少年の親子関係を改善する必要があることはわかっていたが、ではどうすればよいのかと問われると、答えに窮する状態であった。

そのとき、私の頭の中には、1人の人物、T氏のこと浮かんでいた。この事件を受任する数カ月前のある日、私は、T氏と約20年ぶりの再会をはたしていた。少年時代の私にとって、T氏は、大人の中では唯一の理解者であった。当時、T氏は、地元警察署の防犯少年課に勤務しており、T氏の自宅には、さまざまな問題に直面した子どもたちがよく集まっていた。T氏は、現在、講演活動等をしながら、親子関係の問題解決の手助けをしているという。私が司法

修習中にたまたまT氏のホームページを見つけて連絡したことが再会のきっかけであった。修習を終え、弁護士になって、仕事で生まれ故郷に行ったときに、20年ぶりに再会することとなった。もしかすると、私の少年時代をよく知るT氏は、私が弁護士になって少年事件に取り組んでいる姿を想像していたかもしれないが、このとき、私は、別件の強盗致傷の少年事件を終えて間もない頃で、正直な気持ちとして、「もう少年事件はやりたくない」と感じていた。それは、少年の気持ちを本当に理解して、それを関係者にも理解してもらうことの難しさを痛感した直後だったからかもしれない。

少年には可塑性があるから、弁護人の関与次第で少年は変わるという点に少年事件の魅力を感じるという話も耳にする。確かに、成年の刑事事件と比べると、それは一理あると思う。しかし、少年はそんなに単純なものではないように思う。少なくとも、少年時代の私は、本物の大人とそうでない大人を本能的に見分ける力があつた。それは、おそらく少年の目から社会、大人を見たときの直感的な感覚であつたように思う。私は、少年の目から見て本物の大人なのだろうか。強盗致傷という重罪の少年事件を終えて、自分の無力さを感じていたときであった。私は、T氏に会ったとき、正直に「もう、少年事件はやりたくないと思っている」と話した。T氏は、黙って私の話を聞いていたが、少し寂しそうにも見えた。

私は、少年と母親の関係を考えながら、T氏のことを思い出していた。少年の両親と連絡をとり、T氏のことを話した。今後、少年との親子関係を良い方向にするためのアドバイスをもらってみたいかどうかと提案した。両親の回答は二つ返事で、ぜひ紹介してほしいとのことであった。私は、T氏に連絡をとり、協力を要請した。T氏は喜んで協力してくれた。T氏の分析的確であった。電話やメールという限られたコミュニケーション手段しか利用できないにもかかわらず、短期間に親子関係の問題点、今後の改善点等について気がついたことをアドバイスしてくださった。

たとえば、とくに私の印象に残っているのは、次の点である。両親は、少年が中学生になった以降の少年の変化に注目していたが、T氏は、それ以前の両親の養育態度に注目するとともに、家族の中で少年の妹の存在にも着目していた。一般論として、母親

の第1子に対する養育パターンと第2子に対する養育パターンでは、異なる傾向が見受けられる。第1子に対する養育は、母親にとって未知の出来事であり、真面目で子育てに熱心な母親であればあるほど、思い入れが強くなる傾向がある。表向きには「私はあなたのことをこんなに大切に愛しています」というメッセージを送っているが、その裏には「私の思いどおりに行動しない子は愛しません」というメッセージが秘められていることがあるという。そのような話を聞きながら、私は、少年が接見の際に「両親のいうとおりに行動しないと両親が悲しむ……」という言葉をつぶやいていたことを思い出した。

しかし、そんな、子育てに思い入れの強い母親であっても、第2子の養育になると、第1子の時とは異なり、おおらかな態度で養育することができることが多いという。もし、第2子に対して子どもを尊重した養育ができているのであれば、母親の資質として、第1子に対しても第2子と同じように養育できる能力が備わっているということになる。本件でも、そのことに母親が気づけば、問題は半分は解決したといえるのかもしれない。私は、解決の糸口がかすかに見えてきたような気がした。T氏の40年近くにわたる経験に基づく意見は、両親だけでなく私をも大いに勇気づけてくれた。

## 裁判官との面談

審判期日が近づき、家裁で社会記録を閲覧していると、裁判官より閲覧が終わったら裁判官室に立ち寄ってほしいとの連絡があった。裁判官室で、担当裁判官と面談した。裁判官と私は、さまざまな面で意見が異なっていた。裁判官室に入ったのはお昼前の11時40分頃だったが、昼ご飯を食べるのも忘れ意見交換をした。裁判官の意見と私の意見は、どんなに意見交換を重ねても交わることのない平行線のように思えた。気がつけば、午後1時を過ぎていた。

## 少年の実家を訪ねる

裁判官の面談を終えた私は、直ちに少年の両親に

連絡し、審判期日前に少年の実家を訪問する段取りをした。少年の実家は、札幌から200km以上離れている。往復すれば1日がかかりである。しかし、私は、次回の審判期日において、少年の処遇として保護観察を求めつもりであった。保護観察となれば、少年はこの実家に戻り、両親とともに生活を送ることとなる。少年の帰る家をこの目で確認しておく必要があった。そして、私は、両親に少年のアルバムを見せてほしいとお願いした。両親は、たくさんのアルバムに少年の成長過程を記録していた。アルバムをめくりながら、私は、少年の処遇としては保護観察が適切であると確信した。

## 少年の処遇

強盗致傷保護事件という罪名からすれば、少年院送致という可能性が高いと思われた。検察官、調査官、鑑別所の処遇意見は分かれていた。軽い処遇を求めるだけが付添人の仕事ではないという意見もあると思うが、これまで私がみてきたかぎり、矯正教育の前に、少年にはやらなければならないことがあった。それは、もう一度、母親との関係を築くことであった。誤解を恐れずにいえば、母親に甘え直す時間が必要なのだと感じた。それは、少年院では実現できないことである。私は、保護観察処分を相当とする意見書をまとめた。審判の結果は試験観察であった。いったん両親のもとに帰って生活し、2カ月後に最終判断をするとのことであった。

## 事件を終えて

2カ月後、少年は、保護観察処分となった。少年も両親も審判の結果には満足していた。しかし、少年と母親との関係修復は、まだ始まったばかりである。母と少年にとっては、これからがむしろ本当の試験なのかかもしれない。焦らず、ゆっくり、時間をかけて親子関係の修復を図ってほしいと願っている。

(たかはし・かずひさ)